

ライセンス条件 使用許諾契約書

1. 定義

ソフトウェア： ifm electronic製

実施権許諾者（ライセンサー）： ifm electronic gmbh

実施権者（ライセンスィー）：使用のためにライセンサーからソフトウェアを受領する個人または法人

2. 著作権

Copyright (C) 2025 ifm electronic gmbh, Essen.

3. 使用許諾

使用許諾契約に同意することを条件とし、ライセンスィーは、本契約の条件で規定された範囲において本ソフトウェアを使用する非独占的権利を無期限に認められ、権利の再許諾（サブライセンス）および譲渡はできません。

4. 所有権

ライセンサーは、本ソフトウェアに関するすべての権利を所有し、または少なくとも契約に同意することを条件とする使用許諾を認める権利を有します。使用許諾契約に同意することを条件とする場合を除き、ライセンスィーは本ソフトウェアに関するあらゆる権利や知的財産権に関するその他の一切の権利を認められません。

5. 使用条件

本ソフトウェアの使用および適用は、ライセンスィーに限られます。

ライセンサーの許可なく第三者が使用することは禁止されます。本ソフトウェアは、複製、転送、または第三者の使用を可能にするいかなる行為もできません。ライセンスィーは、本ソフトウェアをバックアップ用途以外でコピーすることはできません。第三者に対するサブライセンスは禁止します。

また、本ソフトウェアのデコンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、翻訳、統合、修正および改変可能な形式に変換または派生物を創作することを、

本ソフトウェアの全部または一部に行うことを禁止します。本ソフトウェアの使用は、1つの作業環境に限りますが、ifmのコントローラと互換できるセーフティアプリケーションは無制限に作成できます。

本ライセンスは、ライセンスィーが標準コントローラを TÜV認定書により規定された製品コード、ハードウェア（HW）バージョンの安全コンポーネントに変換する権利を認めます。これにより、デバイスの適合性評価を変更します。ifmの代理として、標準コントローラを欧州機械指令2006/42/EC付属書IVのNo. 21による安全コンポーネントに変換します。

。

安全コントローラに変換された標準コントローラは、安全コントローラとしてのみ使用できます。変換して標準コントローラに戻すことはできません。

コントローラの使用が開発用途に限られる場合、文書化を別途必要とせず開発に使用することができます。機能安全のファームウェアと非機能安全のファームウェア両方で動作が可能です。

仕様に規定された以外でコントローラを動作させる場合、当該デバイスを安全コントローラに変換することはできません。

6. ライセンシーの責任

ライセンシーは、ハードウェアの機能および本ソフトウェア環境の提供の一切の責任を負います。

ライセンシーは、システムの定期データバックアップの実施を保証する責任を負います。

ライセンシーは、安全コントローラに変換したすべてのデバイスを追跡可能な方法で必ず文書化しなければなりません。これは、試作品および量産品に適用します。

ライセンシーは、変換したすべてのコントローラのトレーサビリティと追跡を必ず確保しなければなりません。このため、すべての関連情報を必ず文書化して各デバイスのハードウェア、ソフトウェア、アプリケーションを追跡しなければなりません。

ifmの求めに応じて、システムの製造者は必ず記録した情報を提供しなければなりません。

7. 限定保証

ライセンサーは、現在の最先端技術により最大限の注意を払ってもプログラムエラーは完全に排除できないことを指摘します。ライセンサーは、本ソフトウェアの状態が納入時点でトロイの木馬などのウイルス、スパイウェアその他のマルウェアを一切含まないことを保証します。またライセンサーは、本ソフトウェアが製品仕様に本質的にすべて応えるものであることを保証します。ライセンサーは、特定の目的、特定の結果の獲得、その他の製品との連携機能のいかなる保証もしません。本ソフトウェアの故障が判明した場合、欠陥の性質に応じてライセンサーは最初にまたは繰り返しこれを除去する機会を与えられ、修理や交換を行うことができます。万が一修理できない場合、ライセンシーは支払ったライセンス料の払い戻しを請求することができます。追加の請求は、セクション7に記載の条件下においてのみ行うことができます。

8. 損害賠償の範囲

本ソフトウェアの使用によるライセンサーの損害賠償の範囲は、

法律上の請求の原因を問わず次の通り上限を定めます。ライセンサーの重大過失または故意によりライセンシーに生じるいかなる損害、または生命、身体、健康への傷害から生じる損害について、ライセンサーは製造物責任法に規定される損害賠償の法的責任を負います。その他の損害について、ライセンシーは契約の本質的な義務に対する違反に限り損害賠償責任を負います。本質的な義務とは、契約が履行されるための、ライセンシーが履行を当然に信じている果たすべき義務のことです。契約の本質的な義務に対するライセンサーの過失による違反は、通常の契約において予測可能な損害に限り賠償責任を負います。データ損失については、ライセンサーは通常取引上の一般的費用でデータ回復に必要な賠償責任を負うものとし、これは定期バックアップを実施する場合に限り、ライセンシーは定期データバックアップを実施する責任を負います。

9. 適用される法令

本契約とすべての関連事項は、ドイツ連邦共和国の法律に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の管轄は、ドイツのエッセンを裁判地とします。